

4. 転出入について

転校（引越）が決まったら、まず在籍している学校の担任の先生に、転校（引越）する旨の連絡を速やかにおこなってください。

《転学手続きの流れ》

◎各手続きには必ず印鑑をご持参ください。

◎各学校へ転出入手続きに行かれる時は、必ず事前に、訪問の時間等の連絡を行ってください。

	時期	①市区町村役所で	②学校で
長浜市の転学	転居前	長浜市役所市民課 (各支所・北部振興局)で 住民異動の手続き	在学中の学校で転学書類 を受け取る。
	転居後		転居先の学校へ転学書類 をそのまま渡す。
長浜市外への転出	転居前	長浜市役所市民課 (各支所・北部振興局)で 住民異動の手続き	在学中の学校で転学書類 を受け取る。
	転居後	転出先の市区町村役所で 住民異動(転入)の手続き	転居先の学校へ転学書類 をそのまま出す。
長浜市への転入	転居後	長浜市役所市民課 (各支所・北部振興局)で 住民異動の手続き	転出した学校からの転学 書類をそのまま渡す。

《転入学にあたって》

(1) 転学書類の確認をしますので学校から預かった書類をご持参ください。

(2) 担任又は他の職員が説明をします。

《その他の転学について》

外国への転出及び帰国等については、長浜市教育委員会教育指導課

(TEL 0749-65-8605) へお問い合わせください。